

## 平成28年矢巾町議会定例会2月会議目次

議案目次	1
第1号(2月5日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第1号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の変更に関する専決処分 の報告について	5
○議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7
○議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第10号)について	10
○議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)に ついて	20
○議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第3号)について	24
○議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について	26
○議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)について	28
○閉議	30
○署名	31

## 議 案 目 次

平成28年矢巾町議会定例会2月会議

1. 報告第 1号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
2. 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について
4. 議案第 7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
5. 議案第 8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
6. 議案第 9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
7. 議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

平成28年矢巾町議会定例会2月会議議事日程（第1号）

平成28年2月5日（金）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 1号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
- 第 4 議案第 5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について
- 第 6 議案第 7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第 8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第 9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
10番	山崎道夫	議員	11番	高橋七郎	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員

18番 廣田光男 議員

欠席議員（1名）

9番 川村農夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
生きがい推進課長	菊池由紀君	住民課長	村松康志君
道路都市課長	菅原弘範君	区画整理課長	藤原道明君
上下水道課長	吉田孝君	教育委員長	松尾光則君
教育長	越秀敏君	学務課長	立花常喜君
社会教育課長	山本功君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、9番、川村農夫議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより2月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

12番 長谷川 和 男 議員

13番 川 村 よし子 議員

14番 小 川 文 子 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の2月会議の会議期間は、1月28日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、2月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 報告第1号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、報告第1号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は省略させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の変更に関する専決処分についてご報告を申し上げます。

平成27年7月23日に議会のご可決を賜りました矢巾町民総合体育館耐震補強工事については、タカヨ建設株式会社と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、本年2月1日に完成したところであります。

工事の内容につきまして、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところであります。主な変更内容は、シート防水を施工した箇所へ屋根からの落雪が見られたことから、シート破損、防護対策を行ったこと及び発生材処分費等の減により精算した結果、工事費が減額になったものであります。これらのことから、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき、平成28年1月28日に専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げるものであります。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額5,832万円を13万6,080円を減額し、変更後の契約金額を総額で5,818万3,920円とするものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、高橋安子議員。

○4番（高橋安子議員） 体育館の補修工事が終わったということなのですか……

○議長（廣田光男議員） マイク使って。

○4番（高橋安子議員） 済みません、失礼しました。総合体育館の補修工事が終わったということなのですか、トイレにつきましてちょっと質問させていただきます。トイレは、便座のほうの保温装置がついたのでしょうか、あるいはトイレのウォシュレットになったの

でしょうか、いかがでしょうか、質問いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） 私のほうからただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの報告を申し上げました案件は、耐震補強工事の分でございます、トイレと別工事にはなってございます。このトイレの件に関しましてですが、これにつきましては別工事で、要は体育館の耐震補強工事の際に仮設トイレを設置するという事で、条件がそろったと言いますと言いが変わりますが、そういったことで、それでは敬老会の開催時に洋式トイレが少なく不便だという声が多く上がってございました。結果的に今年度敬老会は田園ホールで行ったわけですが、そういった声があったこと、あるいは秋まつりを控えていたということもございまして、仮設トイレがあるのだから、それでは急遽補正予算をお願いしてトイレの洋式化を図りたいということで10月1日から29日までの工期で工事をさせていただいたところであります。この内容につきましては、全て洋式トイレ、男性トイレは3カ所、女性トイレ7カ所でございますが、これを全て洋式トイレにいたしました。ただ、その際の工事内容は、普通の便座でウォシュレットではないということもございました。その後やはり利用した方々から、特に寒くなってきたこともありますし、工事で風通しがよくなっておったりして、余計トイレに座ったときに寒い、冷たいという声もございました。そういう声をかなりいただきまして、実はこの後ご提案をさせていただきますが、補正予算のほうに今回お願いをして、暖房便座のほうに変えさせていただきたいなというお願いをこの後の補正で行いたいというふうに思っております。なお、ウォシュレットにつきましては、そこまでの予算のことを言うと言いわけに聞こえるかもしれませんが、予算状況等、あるいは他の類似施設等も見まして、ウォシュレットまでは考えておりませんが、暖房便座でお願いをしたいのと、この後補正予算でお願いしたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第1号を終わります。

---

日程第4 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し、所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国においては官民格差に基づき、号給表を平均0.4%引き上げたこと及び勤勉手当の支給月数を1.5カ月分から1.6カ月分と年間0.1カ月分引き上げたことに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定並びに勤勉手当の支給月数の改定を行い、平成27年4月1日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点質問させていただきます。

まず1点目は、公務員の給与は民間企業にも反映しますし、地域経済の動向にも反映しますので、今回のこの給与改定はアップするということなのですけれども、平均で、平均年齢とアップの率によると思うのですけれども、どのくらい金額では上がっているのかお伺いします。

それから2点目は、4月から改定になるわけですけれども、来年4月からは消費税が10%になるのですけれども、それから税金が、今若い方々には税金が高いという声が多くあります。公務員の方々も税金が高いと思うのですけれども、その点を差し引きすればどの程度の

実質賃上げというか、なるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、1点目でございますけれども、アップの関係と平均年齢の関係ご質問あったわけ  
でございますけれども、今回の改定につきましては、アップにつきましては給料で平均0.4%、  
平均でございます、勧告に合わせて平均が0.4%、それから勤勉手当、こちらにつきましては  
町長答弁のとおり0.1カ月分アップということで、これをご提案申し上げるわけですが、  
その内容でございます。まず、給料の関係の平均0.4%、こちらにつきましてはおおよそ  
枠がありますけれども、大体1,100円から2,500円、こちらの改定幅ということで幅があり  
ますけれども、このような給料の改定になってございます。それから、手当の部分でござ  
いますけれども、こちら0.1カ月分でございます、こちら平均、約でございますけれども、  
年収ベースで申しますと、手当の分につきましては大体2万3,000円から3万円ぐら  
いというような形のアップ、これは年間でございますけれども、そのようなアップになる  
予定でございます。それから、年齢の関係でございますけれども、平成27年4月の段階  
の年齢になりますけれども、平均年齢41.4歳という状況になってございます。

それから2点目、消費税の関係等々、いわゆる税金も当然うちらも職員払っているわけ  
ですけれども、そちら実質幾らかという生活給なり手取り部分、こっちになってくれば  
人それぞれいろいろ違うわけですが、実質例えば20万円ぐらいの基本給というか、  
こちらの方ですと大体五、六万円ぐらい、こちらは税金等々のほうにいくというふう  
な形でこっちは捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他にありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点目のところと、実質40代の方々は子育てのところでも  
一番お金がかかるところだと思うのですが、基本的に子どもが2人いて、中学生、大  
学生を抱えた方とか、そういう事例というのは計算はしていないのでしょうか、お伺  
いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実質的な税金を差し引いた部分の計算というのは、それぞれ先ほど申しましたとお  
り違いますので、特に計算したことはございませんけれども、年額支給ベースの内  
容でございます。

けれども、現在のところ平均支給ベースの部分の中では510万4,000円、これは年間の支給部分として支払っているというふうな、これは手取りではなく支給分でございますけれども、そういう平均になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に情報セキュリティ強化対策費補助金、地域再生戦略交付金、20款町債に情報セキュリティ強化対策事業債を新設補正し、また12款使用

料及び手数料の矢巾町駐車場使用料、13款国庫支出金の臨時福祉給付金給付事業費補助金及び臨時福祉給付金給付事業費補助金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出については、国家公務員給与に準じた職員給与の改正による人件費の総額、2款総務費の企画総務事業、共通番号制度導入対策事業、3款民生費の臨時福祉給付金給付事業、児童館運営事業、8款土木費の矢幅駅東西自由通路等維持管理事業、矢巾町駐車場維持管理事業、10款教育費の小学校維持管理事業、体育施設整備事業を増額補正し、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億2,408万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,462万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細につきまして説明をさせていただきます。

5ページをお開きをお願いいたします。第2表、地方債でございます。地方債の追加でございますが、起債の目的は情報セキュリティ強化対策事業、限度額が710万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は年6.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金については当該見直し後の利率といたします。償還の方法ですが、政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるというものでございます。

次に、歳入に入りますが、13ページをお開きを願いたいと思います。歳入、12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、補正額が12万4,000円、節に参りまして、矢巾町駐車場使用料の増ということになります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,710万5,000円、節に参りまして情報セキュリティ強化対策費補助金として715万円、地域再生戦略交付金995万5,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2目民生費国庫補助金7,059万円、節に参りまして社会福祉費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,916万8,000円、節に参りまして

財政調整基金繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

20款町債、1項町債、5目総務債710万円、節に参りまして情報セキュリティ強化対策事業債でございます。

次に、歳出に移らせていただきます。17ページをお開き願います。なお、この歳出の中で給料、職員手当等、共済費等出てまいります。これは先ほどご可決を賜りました人事院勧告によります給与の増ということでご理解を願いたいと思います。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費21万2,000円、節に参りまして給料5万6,000円、職員手当等12万6,000円、共済費3万円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,069万6,000円、節に参りまして給料29万3,000円、職員手当等2,009万7,000円、共済費30万6,000円。

6目企画費1,001万5,000円、節に参りまして報償費49万4,000円、需用費3万8,000円、委託料948万3,000円でございますが、これにつきましては歳入のほうでも交付金ございましたが、これをもとにいたしまして矢巾町地域再生計画作成業務委託料、これにつきましては地域の課題あるいはニーズ等を把握いたしまして、それぞれ新しい企業等、あるいは健康をキーワードにしたようなまちづくりに資するという計画書をつくる予定といたしております。

10目電子計算費1,626万1,000円、節に参りまして需用費1,296万円、備品購入費330万1,000円、これにつきましてはそれぞれインターネット及びメール等の分離をなささいというふうな指導がありまして、それぞれ分離するための費用ということになります。

ページを返していただきまして、18ページに移りますが、2項徴税費、1目税務総務費1万6,000円、節に参りまして給料19万8,000円、職員手当等△18万7,000円、共済費5,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費22万3,000円、節に参りまして給料7万6,000円、職員手当等10万7,000円、共済費4万円。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費△27万2,000円、節に参りまして給料4,000円、職員手当等2万4,000円、共済費△30万円。

6目鹿妻穴堰土地改良区総代総選挙費△144万円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄記載のとおりでございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費5万4,000円、節に参りまして給料3万円、職員手当等2万4,000円、説明欄記載のとおりでございます。

2目指定統計費8,000円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄記載のとおりでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費7,069万2,000円、節に参りまして給料11万7,000円、職員手当等13万円、共済費4万2,000円、賃金9万3,000円、需用費30万円、役務費59万6,000円、委託料302万4,000円、負担金、補助及び交付金6,639万円、これにつきましては臨時福祉給付金の年金の給付対象者が、来年度28年度で65歳以上になる低所得者の方が対象になりますが、全部で2,213人を対象といたしているものでございます。

3 目老人福祉費14万2,000円、給料3万4,000円、職員手当等10万3,000円、共済費5,000円。

ページを返していただきまして、20ページに移ります。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費50万円、節に参りまして給料3万3,000円、職員手当等16万1,000円、共済費3万9,000円、工事請負費29万7,000円、この中で工事請負費でございますが、煙山児童館駐車場を造成しておりますが、その駐車場の照明施設整備ということで計上いたしております。

3 目児童福祉施設費△66万9,000円、給料16万円、職員手当等△94万8,000円、共済費11万9,000円、説明欄記載のとおりでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費53万8,000円、節に参りまして給料12万2,000円、職員手当等40万7,000円、共済費9,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費7万5,000円、節に参りまして給料4万3,000円、職員手当等1万4,000円、共済費1万8,000円、説明欄記載のとおりでございます。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費5万4,000円、節に参りまして給料3万円、職員手当等2万4,000円、説明欄記載のとおりでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費16万円、節に参りまして給料4万6,000円、職員手当等6万6,000円、共済費4万8,000円、説明欄記載のとおりでございます。

2 目農業総務費77万5,000円、節に参りまして給料12万5,000円、職員手当等59万7,000円、共済費5万3,000円、説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、22ページに移ります。8 目ダム管理費2万8,000円、節に参りまして給料3,000円、職員手当等2万円、共済費5,000円、説明欄記載のとおりでございます。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費30万1,000円、節に参りまして給料6万9,000円、職員手当等18万7,000円、共済費4万5,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費48万9,000円、節に参りまして給料15万9,000円、職員手当等23万2,000円、共済費9万8,000円、説明欄記載のとおりでございます。

2項道路橋梁費、2目道路維持費2,000円、節に参りまして職員手当等同額、説明欄記載のとおりでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費250万8,000円、節に参りまして給料4万4,000円、職員手当等15万4,000円、共済費4万1,000円、需用費12万4,000円、工事請負費214万5,000円、説明欄記載のとおりでございますが、工事請負費につきましては矢幅駅の東西自由通路、エスカレーターの手すりの取りかえを予定をいたしております。

2目土地区画整理費12万6,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄記載のとおりでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費5万4,000円、節に参りまして給料3万円、職員手当等2万4,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、24ページに移ります。9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費21万3,000円、節に参りまして給料4万4,000円、職員手当等15万2,000円、共済費1万7,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費58万8,000円、節に参りまして給料7万3,000円、職員手当等46万円、共済費5万5,000円、説明欄記載のとおりでございます。

2項小学校費、1目学校管理費87万5,000円、節に参りまして給料4万8,000円、職員手当等11万4,000円、共済費2万7,000円、工事請負費68万6,000円、説明欄記載のとおりでございますが、工事請負費につきましては徳田小学校の浄化槽のポンプを取りかえを予定をいたしております。

3項中学校費、1目学校管理費4万3,000円、節に参りまして給料5,000円、職員手当等3万8,000円、説明欄記載のとおりでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費57万2,000円、節に参りまして給料9万4,000円、職員手当等40万円、共済費7万8,000円、説明欄記載のとおりでございます。

2目公民館費38万3,000円、節に参りまして職員手当等36万9,000円、共済費1万4,000円、説明欄記載のとおりでございます。

5項保健体育費、2目体育施設費56万7,000円、節に参りまして工事請負費56万7,000円、説明欄記載のとおりでございます。

3目学校給食費△70万2,000円、節に参りまして給料2万円、職員手当等△77万円、共済費4万8,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）の詳細につ

いて終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由及び詳細説明の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 17ページの企画事業の増、矢巾町地域再生計画作成業務委託料、これをもうちょっと詳しくお願いしたいのですけれども、なぜこのくらいの額が、948万3,000円かかるのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

歳入のほうで995万5,000円、地域再生戦略交付金、地方戦略の交付金が来ますが、これに申し込みをいたしまして、それをもとにいたしまして、ただいま申し上げております計画書をつくる予定としております。これにつきましては、さきにそれぞれ契約をいたして、これから矢巾町のまちづくりをどうするかというふうな締結をいたしておりますが、それらをもとにいたしまして、先ほど申し上げましたとおりこれから矢巾町の活性化を図るためにそれぞれどういうふうな資源があり、どういうふうなニーズがあり、どういうふうなものが求められているかというものを一つの健康をキーワードとした題材をもって新たな企業、あるいは新たな産業、あるいは新たな企業の誘致といいますか、そういうふうなもろもろのものをこれから考えていきたいなということを思っております、それでそのもととなる計画を立てて、それを皆さんにお知らせをしながら実行していくというふうなことを考えておりました、そういうふうな金額をただいま計上いたしておりますということになっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

第1点目は、歳入のところで社会福祉、ページ数で13ページ、款の国庫支出金の国庫補助金の社会福祉費補助金の使い道なのですけれども、支出ではどれとどれとどれなのかをお伺いします。

それから2点目は、支出の問題で、先ほど説明もありましたけれども、19ページの民生費、社会福祉費の委託料の臨時給付金支援システム、臨時給付金のことなのですけれども、これで計算すると1人当たり3,000円ぐらいの給付金ではないかと考えておりますけれども、その詳しい内容をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

歳入のほうの臨時福祉給付金給付事業補助金の増と、それともう一本、事務費補助金の増と、これは歳出のほうの先ほど議員さんがおっしゃった19ページの臨時福祉給付金給付事業の増、これに10分の10で当たっているものでございます。そして、このシステムのメンテナンスでございますけれども、これに関しましてはシステムを導入している業者でありますところに見積もりをとって、そして計上したものでございまして、このぐらいの金額がかかるということになってございます。

詳細ということでございますけれども、これは平成27年度の国の補正予算が通りまして、年金生活者等の支援臨時給付金というのが制定されまして、そして平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方、この方に対して支給されるものでございます。先ほど企画課長が申し上げましたとおり、その対象者は2,213人ということで、27年度の福祉給付金と違うのは、27年度は年齢制限がなかったのです。年齢制限がなくて3,700人弱の対象者がありましたけれども、今回の場合には年金生活というところにまず重きを置いて、65歳以上の方を対象にして2,200人ということで人数が減っている状況でございます。また、金額につきましては、給付金の額につきましては1人3万円でございます、この3万円を2,213人に掛けますと、事項別明細の説明欄にありますとおり6,639万円の支出になるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） わかりました。ちょっと計算間違っていました。私が計算間違っていたのですけれども、済みません、先ほどの19ページのところ再度お伺いしますけれども、年金受給している方で低収入の方ということなのですけれども、地域には年金だけで生活す

る方が多くなっておりますけれども、自治会によってはいろいろ自治会費が一括して徴収するような形でいますけれども、ひとり暮らしの方々、自治会の会費の中に社会福祉協議会費とかも入っているところもあるのでありますけれども、別に集金している方もいると思うのですけれども、そういう社会福祉協議会に対しての助成金というか、そのことを大変迷惑だという年金者もいるのですけれども、そういう指導とかはどのようにされているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 議案とちょっと離れているのだけれども、いいですか。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、社会福祉協議会の協力金と申しますか、この金額につきましてはそれぞれ町の予算とはまた別なわけでございまして、なおかつそれぞれ自治会さんのほうで、各自治会でそれぞれ決められて、なかなかこの集金体制が、あるいはお願いする体制が困難だというような自治会さんにおいては、自治会のほうでまとめて提出しているというような自治会もございまして、それから自治会によってはそれぞれその金額をお願いして歩いているというような体制もございまして、これについてはそれぞれの自治会さんの判断だというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 議案を中心にご質疑をお願いします。他に質疑ございませんか。

3番、廣田清実議員。

○3番（廣田清実議員） 23ページの自由通路の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、この間自由通路のエスカレーターが停止していて、東側がまず停止していて修理をしたと、それから西側のほうもすごい音がしていて、それが今回の修理で全部直るのか、逆に言えばあのエスカレーターとまると大変危険なものですから、そこだけちょっと確認して、何か本当にすごい音がして、がたっと止まったような状態だったので、そこだけちょっと確認したいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の補正でお願いしている部分につきましては、東側のエスカレーターの部分の修理部分でございます。現在止まっている状況になっていまして、これは状況は、本来右側、左側と同じペースで回るのが本来ですけれども、右側のほうが若干遅いというか、ということは逆に言うと右と左がスピードが違いますので、転ぶ危険性があるということでとめているも

のでございます。今回手すりの部分と、あとモーターの部分で摩耗している部分を取りかえするということで現在考えております。今の予定は、何とか3月中には修理をしたいということで業者とは打ち合わせはしておりますが、決定していただいた後に即そういった契約等を行っていききたいと考えております。

それから、西側につきましても、現時点では大丈夫なのですが、一応メンテの関係でギアのオイル等の交換とか、そういった部分をしながら、いずれ体制的にはそういったことにならないような形の中であわせて進めたいということで今回お願いしようかなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 25ページの体育館のトイレの件なのですが、先ほど便座の件で補正するということでしたけれども、トイレの洋式化については前々から私のほうからも再三お願いした経緯があって、それぞれやっていたというふうに感じまして大変ありがたいのですが、洋式化というのはただ洋式にすればいいということだけでなく、やっぱり便座とウォシュレットというのは三点セットでやっつかないと、今の時代というのはもうそういう時代になっていますので、ひとつその辺の認識をこの体育館に限らず、いろんなところでやっつかっていくと思うのですけれども、そこところはきちっと認識して、やっぱりセットで進めていただきたいなど。特にことは国体もあって、体育館も何かハンドボールに貸すような、そういう話も聞いていますし、いろんなところで外部からいろんな施設に、矢巾町に来ていただいた人たちがきちっと使って、矢巾町はそういうところまで気を使っているのだなど、ということをおもてなしというのですか、そういう意味でも対応していくことが大事ではないかなというふうに思いますので、今回の補正も便座だけに限らず、ウォシュレットにするとどのぐらい経費がかかって、それをやらなかったのか、その辺のところを含めながらちょっとご意見をいただきたいのですが、どなたでも結構です。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の件につきましては、いわゆる町内の他の施設、例えば公民館とか田園ホール、そういったところは洋式トイレは、その分は便座だけというふうなこともございますし、体育施設についても近隣の自治体を参考にしましたが、やはり議員さんおっしゃるとおり三点セッ

トはもちろん理想なわけですが、なかなか便座だけという施設も多いということもございました。また、何でもかんでも財政状況というふうなことも言い逃れだと言われかねませんが、やはり財政の状況等も考えまして、まず何とか最低限暖房便座ということをお願いしたいというふうに思っております。もちろん今各家庭ではウォシュレットまでついているのが普通というような話でもございますが、その辺のところにつきましてはこの後多少なりとも財政状況を見ながら改修をしていければなというふうに思っております。

検討したのかということでもございましたが、ウォシュレットにするとありますと、額の算定はしてございません。ただ、いわゆる水タンクから給水をするための工事費ももちろんかかるわけですし、日々の電気料といえますか、管理費もかかるということでもございまして、今回暖房便座で何とかお願いしたいということで、ウォシュレットについては詳しくは検討はした経緯はございません。そのところ何とかご理解をいただければと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

実はラジオ体操で東京女子体育大学の皆さんがバスで本町においでになっていただいたときに、和式だということで、だからそのときに私もこれはもう洋式化しなければならないということで、それで今回のことについては終始言い訳でございますので、いずれ今後水洗化するときは使い勝手のいいものにかえていくのは、これは当たり前のことでもございますので、今ご指摘ありました三点セットというのはもうどこの家庭でも事業所でもやられておることでもございますので、このことについては今後そういったことにしっかり配慮しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 小学校費の中で徳田小学校のポンプの改修というのがありましたけれども、中身についてお伺いをしたいと思います。また、不動とか煙山のほうにはそういう問題は生じていないかについてもお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

徳田小学校につきましては、公共下水のほうに放流をしているわけでもございますけれども、史跡徳丹城跡の中にあるということで、遺跡内の掘削ができないということでもございまして、

一応浄化槽に1回ためおいて、それを道路の舗装面の直下で流しているわけですが、落差がございませんので、これをポンプアップ、浄化槽のためのものをポンプアップした後に道路の排水管を通して史跡の指定地外にあるますに放流をしているという状況でございます。浄化槽にありますポンプにつきましては、7年前に取りかえをしているわけですが、この能力が低下しておりまして、満水に近くなってしまうというような状況がございますので、今回このポンプを交換をしたいということで補正を出させていただいたものでございます。

それから、他の学校等については、自然流下なりしておりますので、徳田小学校とは排水の下水への接続の仕方が違いますので、こちらのほうは問題なくまづいっているわけですが、徳田小学校だけはそういう特殊事情があるということで、そういう余計なと言えども、設備を設けなければ排水できないということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） なければ質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回は、現計予算の総額の補正はございませんが、歳出の1款総務費の介護認定審査会運営事業、介護保険運営協議会運営事業及び2款保険給付費の居宅介護福祉用具購入費給付事業、介護予防サービス費給付事業、介護予防サービス計画費給付事業、特定入所者介護サービス費給付事業の組み替えによる補正であります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） それでは、町長の命によりまして、議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細を説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、前例同様とさせていただきます。

それでは、今回は歳出の部分でございますので、事項別明細書9ページをお開き願います。歳出、1款総務費、3項介護保険認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額△12万9,000円、節に参りまして報酬同額でございます。これは、既に1月まで介護認定審査会を行っておりますが、欠席した委員を精査しまして、説明欄記載のとおりでございます。

4項運営協議会費、1目運営協議会費12万9,000円、節に参りまして報酬同額でございますが、今年度第6期の計画が始まっておりますので、5回の運営協議会を開催している分を掲載させていただいております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、7目居宅介護福祉用具費40万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額でございます。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費△1,060万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金でございます。同額、説明欄記載のとおりでございます。10ページに参りまして、7目介護予防サービス計画給付費180万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で、説明欄記載のとおりでございますが、毎月60万円ほど支出しておりまして、平成27年12月末現在は135人ほどでございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費840万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金でございますが、所得が低い方に対しまして所得に応じた自己負担の限度額を設けておりますので、その申請していらっしゃる方々の分でございますが、1月末現在209人ほどございます。説明欄記載のとおりでございます。

以上をもちまして議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番(小川文子議員) この中身そのものではないので大変恐縮ですけれども、もしお答えできるものであればお答えをいただきたいと思いますが、今申告が始まっておりますけれども、申告の時期を迎えておりますけれども、介護認定をされると、それが控除に反映されるということがございます。盛岡市等では、あなたは控除の対象になりますよというお知らせを各家庭に配布しておりますが、本町もそういうふうな配慮が今後必要なのではないかと思っ、その考えを、直接これには関係ないのですが、お知らせしていただければと思ました。

○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(菊池由紀君) お答えいたします。

今現在矢巾町ではそのような状況はないので、少し盛岡市の状況を確認しながら検討させていただきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番(昆 秀一議員) 9ページの介護予防サービス費給付事業の減1,060万円だったのですが、これは町長の説明では組み替えによってということが発生したという認識でよろしいのでしょうか、それともこの額は減ったということなのでしょうか、説明をお願いします。

○議長(廣田光男議員) 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(菊池由紀君) 介護予防サービス計画給付費のことですが、組み替えをさせていただきましたが、毎月60万円ほど支出している状況ではございますが、今後3カ月の見込みを出しまして、それでほかのところとの精査の上、組み替えをしたものでござい

すので、ご理解をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） これは、結局給付費がふえているという認識でよろしいのでしょうか。ちょっとそこよくわからなかったのですけれども、その要因についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） それでは、組み替えの詳細についてですが、10ページの部分が一番大きな要因でございますが、保険給付費の特定入所者介護サービス等費にございますが、その部分が所得に応じて施設に入っている方の食費とかお部屋の部分に関する限度額の申請の部分が、その部分がふえておりますので、当初の見込みよりふえているということで、その部分を840万円増額したことに伴いまして全体を組み替えたものでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの小川議員の質問に対して検討されるという答弁でしたけれども、その検討のことでちょっと、要介護3以上になると障がい者の認定もできる状況で、障がい者になれば控除の対象ですよね。ですので、介護認定が要介護3以上の方には全員に税金の申告には控除の対象になりますよという通知は出したほうがいいと思います。このように介護サービス、特にも介護サービスがふえていて、利用料が高く支払っていて大変だという方がふえている状況というのは、やっぱり要介護3以上の方々がふえてきていると思うのです。そういうところが利用者にとってはサービスというか、行政のサービスとしてお手紙を出して、要介護3以上の方は控除の対象ですよという、そういう一言は必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

それで、この税務申告、基本は申告制度なので、まずそのところはひとつご理解をしていただきたいと。その中に今川村議員からご指摘のありました要介護3とか、そういうふうな以上の方々については、今後私どもとしては申告の中なり、または広報とか、それから介護施設とか、そういうところを通してしっかり説明をしてみたいと、こう考えておりますし、またそういったことについては理解できなくて利用しなかったということになれば、これは不利益につながることもありますので、今後そういうことのないようにいずれ取り

組んでまいると。ただ、基本は申告制度の中での取り組みということだけのご理解をしていただきたいと、それにあわせて今後取り組んでいく、またそのことが利用者にとって非常にいいことであるのであれば対応してまいりたいと、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第7号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、休憩前に引き続き審議を行います。

---

日程第7 議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、4款繰入金の一般会計繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費の総務事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億834万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 藤原区画整理課長。

○区画整理課長(藤原道明君) 町長の命によりまして、議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の詳細について説明いたします。

説明に当たりましては、前例同様とさせていただきますが、今回の補正予算は人事院勧告による人件費の補正と、その財源としての一般会計からの繰り入れのみとなっております。

それでは、9ページをお開き願います。歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金12万6,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額。

13ページをお開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費12万6,000円、節に参りまして給料3万6,000円、職員手当等9万円。

以上をもちまして議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第8号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)  
について

○議長(廣田光男議員) 日程第8、議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の水道事業費用の営業費用の人件費及び委託料を、資本的収入及び支出のうち支出の資本的支出の建設改良費の人件費をそれぞれ増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち支出の総額を5億4,618万9,000円とし、資本的収入及び支出のうち支出の総額を6億9,017万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 吉田上下水道課長。

○上下水道課長(吉田 孝君) 町長の命によりまして、議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)の詳細についてご説明いたします。なお、説明は補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。

それでは、平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第2号）を款、項、目、補正予定額の順にご説明いたします。収益的収入及び支出の支出、1款水道事業費用、補正予定額133万5,000円、1項営業費用同額でございます。1目原水及び浄水費7万3,000円、節に参りまして手当2万1,000円、賃金5万2,000円、2目配水及び給水費5万3,000円、節に参りまして手当同額でございます。4目総係費120万9,000円、節に参りまして給料16万円、手当30万5,000円、委託料69万4,000円、こちらの委託料につきましては経営戦略策定業務委託料の増額でございます。厚生費2,000円、賞与引当金繰入額4万8,000円。

次に、資本的収入及び支出の支出、1款資本的支出、補正予定額12万1,000円、1項建設改良費、3目第3次拡張事業費同額でございます。節に参りまして、給料6万円、手当6万1,000円。

今回の補正につきましては、給与改定に伴う人件費の補正が主なものでございます。

以上で議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第9号 平成27年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

なお、議案の朗読は省略します。

提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の営業費用の報償費を、2款農業集落排水事業費用の営業費用の動力費を、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入の負担金の工事負担金を、支出の1款公共下水道資本的支出の建設改良費の人件費及び工事請負費をそれぞれ増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち支出の1款公共下水道事業費用の総額を6億4,143万6,000円とし、2款農業集落排水事業費用の総額を4億2,670万6,000円とし、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入の総額を9億2,110万1,000円とし、支出の1款公共下水道資本的支出の総額を11億7,569万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 吉田上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 孝君） 町長の命によりまして、議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。なお、説明は補正予算明細書で行いますので、こちらのほうの6ページをお開き願います。

それでは、平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第3号）を款、項、目、補正予定額の順にご説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用、補正予定額25万2,000円、1項営業費用、3目総係費同額でございます。節に参りまして、報償費同額でございます。こちらの

報償費につきましては、受益者負担金の一括納付に対する報償費でございます。これの増額でございます。

2款農業集落排水事業費用140万4,000円、1項営業費用、2目管渠費同額でございます。節に参りまして、動力費同額でございます。こちらにつきましては、農業集落排水のマンホールポンプあるいは真空ステーションの施設の電気料の増額補正でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、1款公共下水道資本的収入、補正予定額817万4,000円、1項負担金、2目工事負担金同額でございます。節に参りまして、工事負担金同額でございます。こちらにつきましては、矢巾スマートインターチェンジ関連工事に伴います補償工事の負担金でございます。

続きまして、支出、1款公共下水道資本的支出、補正予定額895万6,000円、2項建設改良費、1目管渠建設改良費同額でございます。節に参りまして、給料7万8,000円、手当10万6,000円、法定福利費3万4,000円、工事請負費873万6,000円、こちらの工事請負費につきましても矢巾スマートインターチェンジ関連工事に伴います下水管の移設補償工事費になります。厚生費2,000円、人件費につきましては給与改定に伴うものでございます。

以上で議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を一括して質疑を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 資本的収入及び支出、6ページですが、この中で公共下水道資本的収入の中で工事負担金817万4,000円、これはスマートインター関連の補償工事ということですが、この部分の内容をもう少し詳しく教えていただきたいことと、それから支出の部分でございますが、これも関連性がありますが、下水管の移設、これも873万6,000円ということですが、何カ所で何メーターなのか、その辺の詳しい中身についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 吉田上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの補償工事、スマートインターチェンジ関連の補償工事につきましては、下り線、つまり高速道路の西側のほうの矢巾パーキングエリアの売店とかトイレ、パーキングエリアに下水道を持っている管のところにスマートインターチェンジの出入り口がぶつかるということで、そこに入ってあります下水管を移設するというので、仮設配管で一回動かしまして、それから道路ができるのと合わせまして本設配管するというのでございまして、マンホールは1カ所ございまして、距離は50メートルでございます。収入のほうは、その補償費ということで歳入になりますし、それから支出につきましてはその工事費ということになります。若干金額が違ってありますが、管を布設して期間がたっておりますので、減耗計算されまして1割減ということになりますので、工事請負費が少し高くなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 平成27年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会2月会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午前11時42分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員